

(目的)

第1条 大東文化大学(以下「本学」という。)が、学術の研究調査等に専念させるため本学専任教員(助教及び特任教員を除く。以下に同じ。)を国内の研究機関等に派遣する場合(以下「国内研究員」という。)は、この規則による。

(国内研究員)

第2条 国内研究員とは、研究及び教授能力の向上をはかるため、国内において、専攻する学問分野に関する特定の主題に基づく研究に専念するため、大学より特に指示のある場合を除いて、研究期間中一切の授業及び校務を免除される者をいう。

(申請資格)

第3条 国内研究員の申請資格を有する者は、申請年度の4月1日の時点において、本学の専任教員として満3年以上在職し、かつ、70歳定年制適用者にあつてはその年齢が満67歳以下の者、65歳定年制適用者にあつてはその年齢が満62歳以下の者とする。

2 前項ただし書の期間を経た場合であっても、新規の派遣希望者がある場合には、これを優先する。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、教授会の議を経て学長の承認に基づき、再派遣することができる。

(研究期間)

第4条 国内研究員の研究期間は、3ヶ月以上1年以内とし、当該年度限りとする。

(研究員数)

第5条 国内研究員の人数は、毎年度4名以内とする。

(申請及び決定)

第6条 国内研究員を希望する者は、学部長(法務研究科にあつては科長、国際交流センター、東洋研究所及び書道研究所にあつては所長とする。)に対し、国内研究員の申込を行い、前年度の5月末日までに教授会(国際交流センター、東洋研究所及び書道研究所にあつては、管理委員会とする。)の承認を得なければならない。

2 大学評議会において国内研究員に推薦された者は、前年度の10月末日までに、学長に対し、研究先機関からの受入承諾書を添付のうえ、所定の研究計画書等を提出しなければならない。

3 国内研究員は、学長がこれを命ずる。学長から国内研究員に命じられた者は、定められた期日までに所定の誓約書を提出しなければならない。

(再派遣)

第7条 本学専任教員が国内研究員を再度希望する場合は、国内研究員又は海外研究員若しくは海外留学生として派遣された研究期間又は特別研究期間制度の研究期間の最終日の属する年度の末日から、再派遣される年度の4月1日までの間に次の各号に定める期間を経過していなければならない。

(1) 長期海外研究員又は海外留学生、国内研究員として6カ月を超える期間派遣された者若しくは特別研究期間制度の適用者となった者 8年以上

(2) 短期海外研究員又は海外留学生、国内研究員として6カ月以内の期間派遣された者 5年以上

(研究計画の変更)

第8条 国内研究員は研究上その他やむを得ない事情のため、前条の研究計画書に変更を加える必要が生じたときには、速やかに教授会の議を経て学長に申請し、その許可を得なければならない。

(研究費の支給)

第9条 国内研究員には別に定める細則により、必要に応じて研究費を支給する。

(給与の支給)

第10条 国内研究員には特別の事情のない限り、給与規則に定める給与を支給する。

(義務)

第11条 国内研究員は、研究期間中、研究計画書に基づき特定の主題について研究に専念しなければならない。

2 国内研究員となった者は、研究期間終了後、その研究の成果をもって本学における研究及び教育に寄与するよう努めなければならない。

3 国内研究員は、この期間中、原則として学内外の他の業務に従事してはならない。ただし、大東文化大学教員の兼業に関する規程第3条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号に規定する兼業にかかる業務について、教授会の議を経て学長の許可を得た場合は、その限りではない。

4 削除

5 国内研究員は、研究期間終了後、少なくとも第11条に定める研究成果を公表又は公刊する年度の末日まで、専任教員として在職しなければならない。この場合において、研究成果の公表又は公刊の日が研究期間終了の日と同一年度に属するときは、「少なくとも第11条に定める研究成果を公表又は公刊する年度の末日まで」とあるのは「少なくとも第11条に定める研究成果を公表又は公刊する年度の次の年度の末日まで」と読み替えるものとする。

6 前項に定める期間在職しない場合において、その理由が本人の健康上の就業不能又は死亡以外のものであるときは、学長は本規程施行細則に定める研究費の返還を求めることができる。

(報告書等の提出)

第12条 国内研究員は、研究期間終了後3ヶ月以内に教授会を経て学長に研究経過報告書を提出し、また終了後1年以内に研究成果に基づく論文又は著書を学術誌に公表又は公刊しなければならない。

2 やむを得ない事由によって研究期間終了後1年以内に研究成果を公表できない場合には、事前に学長の許可を受けなければならない。

3 国内研究員は、毎月所定の研究状況報告書を学長に提出しなければならない。

(研究活動の報告)

第12条の2 国内研究員は、前条に定めるものの他、当該年度内の研究活動の概要について、指定された期日までに指定された書式(大東文化大学教育職員研究活動等報告シート)をもって学長および所属する組織の長(学部長・センター所長・研究所長及び館長)にこれを報告しなければならない。

2 学長は、前項で定める報告を学内外に公表することができる。

3 学長は、第1項に定める報告がなされない者について、翌年度の一般研究費の執行を差し止めることができる。

(取消・停止)

第13条 学長は、国内研究員がこの規程及びその他学園諸規則に違反したとき又は研究を継続させることが不適当と認められるときは、学部教授会の議を経て国内研究員の資格を取消し、研究費を返還させることができる。

2 病気その他の理由により研究を継続しがたいと認められるときは、学部教授会の議を経て、国内研究員の資格を停止することができる。

(任命・取消・停止の報告)

第14条 第6条第2項の規定により、国内研究員を任命しようとするとき及び前条の規定により、国内研究員の資格の取消し又は停止をするときは、理事長に報告するものとする。

(事務)

第15条 この規則に定める制度に関する事務は、各学部の教授会に係るものについては各学部事務室が、それ以外のものについては研究推進室が掌理する。

(規則の改廃)

第16条 この規則の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附 則

1 この規則は、昭和61年6月25日から施行する。

2 昭和61年度に限り、第6条第1項中、「前年度の10月末日」を「61年7月末日」と読み替える。

3 平成4年3月31日までは、第3条第1項中「満55歳」を「満60歳」と読み替える。

附 則(平成17年4月27日)

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成18年2月22日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月30日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月29日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月25日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月29日)

この附則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月18日)

この規則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則(平成30年1月31日)

この規則は、平成30年4月1日より施行する。

附 則(平成31年2月27日)

この規則は、平成31年4月1日より施行する。

附 則(令和3年2月24日)

この規則は、令和3年4月1日より施行する。

附 則(令和3年4月28日)

この規則は、令和3年5月1日から施行する。ただし、改正後の第11条第3項の規定は、令和3年4月1日から適用する。